

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	和井内小学校	宮古市和井内			和井内小学校	宮古市和井内	
	川井西小学校	宮古市川内			門馬小学校	宮古市区界	宮古市区界
	門馬小学校	宮古市区界					
	江繫小学校	宮古市江繫					
	小国小学校	宮古市小国			中沢小学校	下閉伊郡岩泉町門	[略]
	中沢小学校	下閉伊郡岩泉町門					
[略]	[略]		[略]	[略]			
[略]	[略]		[略]	[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地		所管教育事務所	学校	所在地	
盛岡教育事務所	[略]	[略]		盛岡教育事務所	[略]	[略]	
	橋場小学校	岩手郡雫石町橋場			橋場小学校	岩手郡雫石町橋場	
	浮島小学校	岩手郡岩手町大字土川					
[略]	[略]		[略]	[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。